

規 則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号イ中「母子保健施設」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。